

参考(改正後の通知全文)  
社援発第1005017号  
平成17年10月5日  
第一次改正  
社援発第0215010号  
平成19年2月15日  
第二次改正  
社援発1006第13号  
平成21年10月6日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）  
補助金に係る財産処分の取扱いについて

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下、「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、平成17年10月5日社援発第1005013号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとし、平成21年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成6年11月30日社援施第152号「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」は廃止する。

1 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施

設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となった施設とする。

## 2 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する補助財産の財産処分（取りこわしに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を平成17年10月5日社援発第1005013号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第2の9に基づく解体撤去工事費に係る整備費補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出するものとする。

## 3 財産処分の承認

財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

（1）財産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。

ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の（1）により行うものである。

イ 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に提出しなければならない。

（2）（1）のイにより財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、地方厚生（支）局長に報告しなければならない。